

新旧対照表

○千葉県特定非営利活動促進法に係る処分基準

新	旧
<p>I 総則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象となる処分</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 法第65条第4項 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人（以下、「認定特定非営利活動法人等」という。）に対する改善命令</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 法第67条 認定及び特例認定の取消し ただし、①、④については、法令の定めにより言い尽くされているため処分基準を定めません。 また、⑤及び⑥についても、認定特定非営利活動法人等として認定した特定非営利活動法人は県が認証した全ての特定非営利活動法人の約1%程度と少数であり、現在に至るまで処分事例がなく、かつ、当面の間見込まれないため、処分基準を定めません。</p> <p>3 (略)</p>	<p>I 総則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対象となる処分</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 法第65条第4項 認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人（以下、「認定特定非営利活動法人等」という。）に対する改善命令</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 法第67条 認定及び仮認定の取消し ただし、①、④については、法令の定めにより言い尽くされているため処分基準を定めません。 また、⑤及び⑥についても、認定特定非営利活動法人等として認定した特定非営利活動法人は県が認証した全ての特定非営利活動法人の約1%程度と少数であり、現在に至るまで処分事例がなく、かつ、当面の間見込まれないため、処分基準を定めません。</p> <p>3 (略)</p>
<p>II 処分基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法人設立認証取消しに係る処分基準（法第43条第1項、第2項） 法人設立認証の取消し処分を行うにあたっての判断基準及び考慮すべき事項以下のとおりとします。</p> <p>(1) 判断基準</p> <p>① 法第42条による改善命令に従わないとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 何ら改善のための対応をとらないとき ・ 改善のための何らかの対応をとってはいるが、違法状態が解消される見込みがないとき ・ 違法状態を解消するために取りうる他の手段がないとき <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>II 処分基準</p> <p>1 (略)</p> <p>2 法人設立認証取消しに係る処分基準（法第43条第1項、第2項） 法人設立認証の取消し処分を行うにあたっての判断基準及び考慮すべき事項以下のとおりとします。</p> <p>(1) 判断基準</p> <p>① 法第42条による改善命令に従わないとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 何ら改善のための対応をとらないとき ・ 改善のための何らかの対応をとってはいるが、違法状態が解消される見込みがないとき ・ 違法状態を解消するために取りうる他の手段がないとき <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p>